

基安安発 1017 第 3 号  
平成 30 年 10 月 17 日

都道府県労働局労働基準部  
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

### テールゲートリフターに起因する労働災害防止対策の推進について

標記について、別添のとおりリーフレット「テールゲートリフターを安全に使用するために 2 ステップで学ぶ 6 基本&11 場面別ルール」を作成し、別紙のとおり関係団体に周知したので、了知するとともに、リーフレットを活用し、機会を捉えて関係団体、関係事業者に対して周知・指導を行うようお願いする。

(参考)

リーフレット「テールゲートリフターを安全に使用するために 2 ステップで学ぶ 6 基本&11 場面別ルール」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212478.html>

テールゲートリフター使用時における労働災害の特徴と対策(独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト)

[https://www.jniosh.go.jp/publication/mail\\_mag/2018/118-column-2.html](https://www.jniosh.go.jp/publication/mail_mag/2018/118-column-2.html)

(別紙)  
基安安発 1017 第 2 号  
平成 30 年 10 月 17 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

### テールゲートリフターに起因する労働災害防止対策の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、荷役作業における労働災害の防止を図るため、厚生労働省では平成 25 年 3 月に、陸運事業者はもとより、荷主・配送先等に対しても、それぞれ取り組むべき事項を具体的に示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、関係者への周知、取組への一層の促進を図っているところです。

このうち、荷役用具・設備による労働災害の要因の多くを占めるロールボックスパレットについては、テールゲートリフターで積み卸しされることが多く、その操作等に関わる災害も多く発生しています。

今般、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、テールゲートリフターの安全な使用方法について、別添のとおり取りまとめました。

荷役作業中の災害が依然として後を絶たないところであり、貴団体におかれましても、テールゲートリフターを使用する貴団体傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバー等に対しても御周知いただき、より一層の安全対策の推進を図っていただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

(参考)

リーフレット「テールゲートリフターを安全に使用するために 2 ステップで学ぶ 6 基本 & 11 場面別ルール」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212478.html>

テールゲートリフター使用時における労働災害の特徴と対策(独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト)

[https://www.jniosh.go.jp/publication/mail\\_mag/2018/118-column-2.html](https://www.jniosh.go.jp/publication/mail_mag/2018/118-column-2.html)

(別記)

労働災害防止協会 2 団体

中央労働災害防止協会会長

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長

陸上貨物運送事業関係団体 1 団体

公益社団法人全日本トラック協会会長

小売業関係団体 9 団体

オール日本スーパーマーケット協会会長

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長

一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長

一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長

日本チェーンストア協会会長

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長

日本小売業協会会長

日本百貨店協会会長

その他の関係団体 1 団体

一般社団法人日本生産技能労務協会会長